

監査公表第1号（令和4年4月8日、県公報第289号登載）

農林水産部出先機関定期監査結果に基づく措置通知（令和3年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した農林水産部出先機関定期監査の結果（令和4年2月14日3監総第596号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月8日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	世利洋介
同	森行一
同	大橋克己

3農政第2734号
令和4年3月24日

福岡県監査委員	藤山泰三殿
同	世利洋介殿
同	森行一殿
同	大橋克己殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年2月14日3監総第596号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、
別紙のとおり、通知します。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
農林業総合試験場八女分場	試験研究費受託金について、契約締結後、速やかに調定すべきところ、調定が遅延していた。	所属として、再発を防止するために、以下を徹底することとした。 ○ 事務を担当する職員及び研究を担当する職員ともに、契約締結の際は、必ず内部統制の業務手順書等を添付させ、それを確認し、決裁を受ける。 ○ 分場長などの上司は、調定が遅延しないよう、進捗管理表に基づき管理する。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	<p>直接収納した現金について、合計金額が1万円に達した場合は遅滞なく金融機関に払い込まなければならないところ、月の途中で達したにも関わらず、月の末日までの金額をとりまとめて払い込んでいた。</p>	<p>所属として、出納員及び担当者に対して、財務規則を再確認させ、今後誤りを繰り返さないよう指導した。</p> <p>また、再発防止策として、以下を実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 収納金出納簿の表紙に保管現金が1万円に達した場合は、遅滞なく金融機関に払い込む旨を明記し、出納員及び担当者に注意喚起を図る。 ○ 出納員は、現金領収証を発行する際に、その月の収納金の合計額が1万円に達していないか確認する。 ○ 内部統制に係る業務手順書に、今回の誤りと再発防止策の内容を記載し、業務の際には必ず当該手順書を確認する。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	ため池工事について、建設機械（質量 20t 以上）の運搬費を設計図書に計上すべきところ、これを行わず、積算が過小となっていた。	直ちに今回の監査の結果を職員に示し、同様の誤りを繰り返さないよう指導した。 再発を防止するため、今後は、起工伺いに機械器具集計一覧表を添付し建設機械運搬費が必要かどうか、また、それが積算書に反映されているか複数の職員がチェックしていることを確認した上で、決裁することとした。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	ため池工事について、鉄筋加工組立の単価を、施工規模 10t 以上で算出すべきところ、10t 未満で積算していた。また、現地で発生する鉄くずの引き取り費用についても設計図書に計上していなかったため、積算が過大となっていた。	直ちに、今回の監査結果について、所属長から関係各課に対して、同様の誤りを繰り返さないよう指導した。 再発を防止するため、今後は、起工伺い及び起工変更伺いの際、設計書に鉄くずの有無、施工規模の確認の項目を追加したチェックリストを添付し、それが積算書に反映されていることを複数の職員がチェックしているか確認したうえで、決裁することとした。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	水路の護岸工事について、建設機械（質量 20t 以上）の運搬費を設計図書に計上すべきところ、これを行っていなかった。また、残土の運搬距離についても誤っていたため、積算が過小となっていた。	直ちに今回の監査の結果を職員に示し、同様の誤りを繰り返さないよう指導した。 再発を防止するために、建設機械については、起工何に機械器具集計一覧表を添付し、建設機械運搬費が必要かどうか、また、それが積算書に反映されているか複数の職員がチェックしていることを確認した上で、決裁することとした。 また、残土については、起工何に添付する数量総括一覧表に運搬距離のような間違いやすい条件を記載し、複数の職員がチェックしていることを確認した上で、決裁することとした。